

◎公契約関係競売等妨害及び贈賄が判明した下記業者について、4ヶ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：株式会社有我工業所
業者の住所：北海道空知郡上富良野町中町3丁目2番1号
- 指名停止措置期間：令和4年3月31日～令和4年7月30日
(4ヵ月)
- 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
- 事実概要
北海道警察は令和4年2月14日、南富良野町が令和3年6月に発注した工事において、仲介役を通して落札業者に入札情報を漏らしたとして官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の疑いで南富良野町長を逮捕し、この情報を得て不正に落札したとして株式会社有我工業所社長を公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕した。
また、令和4年3月7日、上記の事件で落札業者に非公開の情報を漏らした見返りに現金約200万円を受け取ったとして前南富良野町長を加重収賄の疑いで、株式会社有我工業所社長を贈賄の疑いでそれぞれ再逮捕した。
- 指名停止措置理由
当該業者たる株式会社有我工業所の社長が公契約関係競売入札妨害及び贈賄の容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第10号（下記参照）に該当する。
従って、本件については、指名停止4ヵ月を適用する。

<措置要領別表第2>

措置要件	期間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
代表：092-471-6331
総務部契約課長 伊東 裕倫（内線 2511）
（契約課直通：Tel 092-476-3509）
港湾空港関係
総務部契約管理官 山村 裕未（内線 290）
（経理調達課直通：Tel 092-418-3345）